

SRC 泉州ラグビーフットボールクラブ会則

平成9年4月1日

第1条 このクラブはSRC泉州ラグビーフットボールクラブ(以下クラブという)と称し、ラグビーを通じて健全なる精神と肉体を涵養し、メンバー相互の親睦と不良化防止に寄与することを目的とします。

第2条 クラブは、年齢、経験を問わず、クラブ所定の手続きにより入部を承認されたメンバー(以下部員と称する)で構成します。

第3条 部員は試合、練習等のクラブ行事に積極的に参加するよう努めなければなりません。が、いかなる場合も部員の自由意思に基づくものとし、他から強制されることはありません。但し、クラブ行事は全員参加を原則とします。

第4条 部員は次に掲げるクラブ会費を納入しなければなりません。

	(前期)	(後期)
社会人	7,000 円	5,000 円
学 生	5,000 円	3,000 円
納入期限	4 月末日	10 月末日

第5条 クラブには以下の役員を置きます。

- | | | | |
|--------|-----|----------|-----|
| 1. 部長 | 1 名 | 5. 監督 | 1 名 |
| 2. 副部長 | 1 名 | 6. キャプテン | 1 名 |
| 3. 主務 | 1 名 | 7. ご意見番 | 若干名 |
| 4. 会計 | 1 名 | | |

- i. 部長はクラブを代表し、クラブを統括します。
- ii. 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時は部長を代行します。
- iii. 主務は協会との連絡、調整、登録等のことを行います。
- iv. ご意見番は、クラブの運営などについて有益な指導、助言をします。
- v. 役員会は必要に応じて開催します。

第6条 クラブ総会は年1回開催し、主として親睦をはかります。
臨時総会は、必要に応じて開催し、更に親睦をはかります。

第7条 クラブ会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終了します。

第8条 クラブ行事中の事故・怪我などについては部員の自己責任とし、クラブとしての責任は負いません。

部員は万一の事故に備えて、自分の責任において傷害保険などに加入しておかなければなりません。

但し、慶弔見舞金規定に基づく見舞金を支給します。

第9条 この会則は平成9年4月1日から実施します。

会則の改廃はクラブ総会で出席部員の2/3以上の多数決によって行います。